（前のページより続き）

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
超短波放送を行う放送局の再免許及び新たな免許の申請の受付に関する公示（総務省）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
一般船舶保障契約証明書の無効について（神戸運輸監理部）
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二
国家試験
平成二十二年度旧司法試験第二次試験論文式試験の試験場（司法試験委員会）　二
〔資　料〕
閣議決定等事項　二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
第三者所有物の没収、製造たばこ小売定価、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、公示送達、国営土地改良事業の工事完了、建設業の許可の取消処分、宅地建物取引業法第六十七条に基づく公告関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等
東日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、法務省・刑務共済組合定款の一部変更関係　二
会社その他

府　令

○内閣府令第二十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十二条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。）において使用する用語の例による。

（発行会社による上場等株券の買付け等の特例）

第二条　発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

（発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例）

第三条　有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第二十六号）第二条の規定による読替え後の第十七条各号（第二号を除く。）」とする。

附　則

1　この府令は、平成二十二年五月一日から施行する。

2　この府令は、平成二十二年七月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第六十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

総務大臣　原口　一博

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「地域間交流施設整備事業費補助金」の次に「過疎地域等自立活性化推進交付金」を、「情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金」の次に「衛星放送受信対策事業費補助金」を、「沖縄特別振興対策事業費補助金」の次に「無線システム普及支援事業費等補助金」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年度に取得した財産からこれを適用する。

○財務省令第三十五号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

財務大臣　菅　**直人**

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二項中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第六条第一項に次の一号を加える。

三　当該個人向け国債がその発行の日から償還期限までの期間が二年を超え三年以下の固定利付国債である場合　当該個人向け国債の第二期利子支払期